

平成27年2月4日

1・2年生保護者様

大阪市立新巽中学校

校長 西本 晃

平成27年度 就学援助の申請について

平素は本校教育にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、大阪市教育委員会より別紙「平成27年度（2015年度）就学援助制度のお知らせ」の配布依頼がありました。援助を希望される方はリーフレットをご熟読いただき、下記の要領で申請してください。

記

1 提出書類

◎「平成27年度（2015年度）就学援助申請書兼世帯状況票」

*きょうだい在同一校に在籍されている場合は、1枚で申請してください。

*印鑑は印肉を使用するもの（シャチハタ、スタンプ印等不可）を使用してください。

◎申請理由を証明する書類（該当者のみ）

*新規・継続にかかわらず提出してください。

*申請理由⑫については、生計を一にする世帯全員分（18歳以下は除く）の証明書類が必要です。

その際、証明書類は一つの年度に統一してください。証明書類については「就学援助申請書兼世帯状況票」の裏面に詳しく記載されていますので、参照してください。

*申請理由①・⑫について、税情報を利用して申請する場合の申請区分は「一般申請1」のみとなっております。申請書の同意欄に申請者の記名押印のうえ、申請書のみを提出してください。

（所得に係る証明書類の提出は不要です。）

2 提出先

大阪市立新巽中学校 事務室まで保護者の方が持参または郵送してください。

事務室にて受付後、原則お子さまを通じて「平成27年度 就学援助申請受付証」を交付します。

・郵送先 〒544-0015 大阪市生野区巽南4丁目2番53号

大阪市立新巽中学校 事務室 行

3 申請期限

早期申請	一般申請1(税情報を利用)	一般申請2
3月16日(月)	5月15日(金)	6月30日(火)

4 審査結果

大阪市教育委員会から申請者（保護者）宛に郵送にて通知されます。

5 その他

*平成25年度より、生活扶助基準の見直しが行われたため、就学援助認定に係る所得基準額が段階的に引き下げられました。つきましては、昨年度「否認定」との通知を受けられた方でも、今年度「認定」される可能性がありますので、ご家庭の負担軽減のために、就学援助申請をご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

*生活保護を受けておられる方も必ず申請してください。なお、証明書類は不要です。

*就学援助費受取口座として、学校徴収金とは異なる口座を指定されたい方につきましては、事務室までお申し出ください。別途、「就学援助費口座振替申出書」をお渡しします。

*「お知らせ」のリーフレットは1年間大切に保管してください。

《参考》 平成26年度 就学援助費支給額

	生徒費	積立金	給食費	入学準備補助金
1年生	実費額 (7,500円程度)	一泊移住実費額 (5,500円程度)	実費額の2分の1	実費額 (上限23,550円)
2年生	実費額 (12,000円程度)		実費額の2分の1	
3年生	実費額 (15,000円程度)	修学旅行実費額 (40,000円程度)	実費額の2分の1	

※支給額はあくまでも概算ですので、年度によって実際の支給額は異なります。

○お問い合わせ先○

大阪市立新巽中学校

電話番号：(06)6793-7415

受付時間：平日9時～17時